

厚生年金 報酬比例・定額部分 要点チェックリスト



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

報酬比例部分と定額部分の比較

報酬比例部分と定額部分の比較

1. 計算の基礎

報酬比例部分

現役時代の報酬額（平均標準報酬額）と厚生年金の加入期間（月数）に基づいて計算されます。収入が高く、長く加入していた人ほど、支給額が多くなります。

定額部分

厚生年金の加入期間に基づいて計算されます。報酬額は考慮されません。

報酬比例部分と定額部分の比較

2. 支給額の決定要因

比較項目	報酬比例部分	定額部分
計算基礎	報酬額と加入期間	加入期間のみ
報酬額の影響	大きい	影響なし
支給額の差	高収入・長期加入で増加	一律的

報酬比例部分と定額部分の比較

3. 支給開始年齢と制度の変遷

かつては、60歳から64歳までに支給される「特別支給の老齢厚生年金」において、報酬比例部分と定額部分の両方が支給されていました。

しかし、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことにより、**定額部分は廃止され、新たに支給されることはなくなっています。**

特別支給の老齢厚生年金

- 生年月日により、支給内容と開始年齢が異なっていました。
- 一部の人には報酬比例部分と定額部分の両方が支給されていました。
- **1961年（昭和36年）4月2日以降生まれの男性、1966年（昭和41年）4月2日以降生まれの女性**には、特別支給の老齢厚生年金自体がありません。

65歳以降の支給内容

- 65歳以降は「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」が支給されます。
- このうち老齢厚生年金は、**報酬比例部分のみ**で構成されます。

報酬比例部分と定額部分の比較

4. 現在の状況

- **定額部分は事実上廃止済み**であり、新たに対象となる人はいません。
- 現在の老齢厚生年金の中心は「報酬比例部分」であり、これが年金額の大部分を構成します。

報酬比例部分の詳細

報酬比例部分の詳細

計算方法の変遷

厚生年金の報酬比例部分の計算方法は、2003年4月の制度改正（総報酬制導入）を境に変わりました。

2003年3月以前の期間

- **基礎**：平均標準報酬月額（賞与を含まない）
- **計算式**：平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 被保険者期間（月数）
- **給付乗率の目安**：1,000分の9.5～1,000分の7.125 ※生年月日によって異なります。

2003年4月以降の期間

- **基礎**：平均標準報酬額（標準報酬月額＋標準賞与額の合計）
- **計算式**：平均標準報酬額 × 給付乗率 × 被保険者期間（月数）
- **給付乗率の目安**：1,000分の7.308～1,000分の5.481 ※生年月日によって異なります。
- **再評価率の適用**：過去の報酬は、賃金や物価の変動に応じた「再評価率」によって現在価値に換算されます。

報酬比例部分の詳細

受給資格期間

老齢厚生年金（報酬比例部分を含む）を受け取るには、以下の要件を満たす必要があります。

- **老齢基礎年金の受給資格を有していること**
※2017年8月以降、受給資格期間は25年から10年に短縮
- **厚生年金の被保険者期間が1ヶ月以上あること**

特例制度：44年特例

非常に長期間（44年以上）厚生年金に加入していた人については、一定の条件を満たす場合に、報酬比例部分に加えて定額部分が支給される「44年特例」という制度があります。

報酬比例部分の詳細

支給開始年齢

原則として、老齢厚生年金（報酬比例部分を含む）は**65歳から**支給されます。

ただし、以下に該当する人には「特別支給の老齢厚生年金」として、60～64歳の間に**報酬比例部分のみ**が支給される場合があります。

- **男性**：1961年（昭和36年）4月1日以前生まれ
- **女性**：1966年（昭和41年）4月1日以前生まれ

この制度は、受給開始年齢の段階的引き上げによる経過措置として導入されました。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。